

令和6年度

福島地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金合同専門部会

議 事 録

日 時：令和6年9月26日(木)

17:00～18:00

場 所：福島第二地方合同庁舎 3階会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、元井、森谷

(労)非 鉄：遠藤、大越

輸 送：高橋、藤宮

自動車：逢坂、志賀、鈴木(克)

(使)非 鉄：岩崎、鈴木

輸 送：佐藤、吉田

自動車：大内

1 開 会

(室 長) 定刻になりましたので、事情で何人が遅れている方もいらっしゃると思いますが、始めさせていただきたいと思います。

これより令和6年度福島地方最低賃金審議会第1回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当いたします賃金室長の鈴木と申します。部会長及び部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の綿貫より御挨拶申し上げます。

(基準部長) 福島労働局で労働基準部長をしております綿貫と申します。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。このような、あまり天気も良くない中で、多くの方が出席いただき、感謝申し上げます。

本日の合同部会は、8月9日の第4回福島県最低賃金審議会において、福島労働局長から、福島県特定最低賃金、輸送用機械器具製造業、自動車小売業、及び、8月27日の第5回福島県最低賃金審議会において、福島労働局長から非鉄金属製造業最低賃金の金額改正について諮問をさせていただいておりますが、その金額審議を開始していただくための第1回目の専門部会となります。

この特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ、また公益も含めて全会一致が原則となっております。今年度も色々な状況がございますが、総合的に御審議いただいたうえで、御議論いただいて、決定していただければありがたいと思います。

ぜひ、この専門部会において、円滑な審議となりますよう、また、全会一致の結論となりますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

皆様、長丁場となりますが、何卒よろしくお願いいたします。

(室 長) 次に、今年度の特定最低賃金専門部会の委員の皆様を賃金室長補佐の橋本から、名簿順に御紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の橋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1ページの「令和6年度福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿」により委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、公益代表の方をご紹介します。

熊沢透委員。

(熊沢委員) 熊沢でございます。よろしくお願いいたします。

- (補 佐) 橋本寿委員。
- (橋本委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 長谷川珠子委員。
- (長谷川委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 元井貴子委員。
- (元井委員) よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 森谷吉博委員。
- (森谷委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 続きまして、労働者側代表の方をご紹介します。
遠藤洋委員。
- (遠藤委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 大越香代子委員。
- (大越委員) よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 木村健一委員。今日は御欠席となっております。
高橋誉委員。
- (高橋委員) 高橋でございます。よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 藤宮勝委員。
- (藤宮委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 八巻孝治委員。本日御欠席となっております。
逢坂直樹委員。
- (逢坂委員) よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 志賀一江委員。
- (志賀委員) よろしく申し上げます。
- (補 佐) 鈴木克佳委員。
- (鈴木(克)委員) よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 続きまして、使用者側代表の方をご紹介します。
岩崎健司委員。
- (岩崎委員) よろしくお願いいたします。
- (補 佐) 小松靖明委員。本日御欠席となっております。

鈴木勉委員。

(鈴木委員) よろしくお願ひいたします。

(補佐) 阿部典生委員。少々おくれしております。(最終的には日を間違えていたため欠席)

佐藤卓也委員。

(佐藤委員) よろしくお願ひいたします。

(補佐) 吉田大二委員。

(吉田委員) よろしくお願ひいたします。

(補佐) 大内淳子委員。

(大内委員) よろしくお願ひします。

(補佐) 川瀬哲雄委員。本日御欠席となっております。

宗形義孝委員。同じく本日御欠席となっております。

以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(室長) 次に、特定最低賃金合同専門部会開催に至るまでの経過等について御説明いたします。

本年7月16日に、5つの特定最低賃金に係る労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく特定最低賃金の改正決定を求める申出がありました。

規定に基づき審査した結果、それぞれ必要な要件を満たしていることから、7月29日に開催しました第3回福島地方最低賃金審議会において、福島労働局長から、同審議会に「特定最低賃金改正の必要性の有無について」諮問したところ、8月9日の第4回最低賃金審議会において、輸送用機械器具製造業、自動車小売業の最低賃金について、「特定最低賃金改正の必要性有り」の答申をいただき、同日に福島労働局長から同審議会に「特定最低賃金の改正決定の諮問」をさせていただきました。さらに、8月27日に開催しました第5回福島地方最低賃金審議会において、非鉄金属製造業最低賃金について、「特定最低賃金改正の必要性有り」の答申をいただき、同日に福島労働局長から同審議会に「特

定最低賃金の改正決定の諮問」をさせていただきました。その結果、3業種の特定最低賃金につきまして、本日の合同専門部会の開催となった次第です。

専門部会については、部会ごとに審議をしていただくところですが、各専門部会とも第1回の議事については、共通の項目内容であること等から、かねてより合同で開催することとしておりましたので、本日、3業種での合同開催といたしました。

また、専門部会の廃止につきましては、該当する特定最低賃金の改正に伴う異議申出期間が満了したときとする旨、同審議会で決議されておりますのでご報告いたします。

(室長) 次に、事務局から定足数の確認をさせていただきます。

(補佐) 本日は、非鉄金属製造業最低賃金専門部会の労働者側委員の木村委員、使用者側委員の小松委員、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の労働者側委員の八巻委員、自動車小売業最低賃金専門部会の使用者側委員の川瀬委員、宗形委員が欠席されておりますが、それぞれの専門部会の委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会とも有効に成立しておりますことを御報告いたします。(遅れていた輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の使用者側委員の阿部委員が、最終的には日を間違えていたことにより欠席となったが、定足数は満たしていた。)

2 議 事

(1) 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について

(室長) これより議事に入ります。

最初に、各専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行います。

最低賃金法第25条第4項により、「部会長は公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」、また「部会長代理は部会長に準じて選出する」と規定されており、公益委員において、各専

門部会の候補が互選されておりますので、事務局から報告いたします。

配付させていただきました特定最低賃金専門部会・公益委員名簿により、専門部会毎の部会長および部会長代理を報告させていただきます。

非鉄金属製造業最低賃金専門部会

部 会 長 森 谷 委 員

部会長代理 元井 委員

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

部 会 長 熊 沢 委 員

部会長代理 橋本 委員

自動車小売業最低賃金専門部会

部 会 長 長 谷 川 委 員

部会長代理 森谷 委員

以上のとおり、各専門部会の部会長、部会長代理について報告させていただきました。

異議はございませんでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) 委員の皆様どうぞよろしくお願いたします。

これからの進行については、各専門部会の部会長を代表して、審議会の会長でもある熊沢部会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) ありがとうございます。それでは、議事の進行につきまして熊沢部会長にお願いいたします。

(部 会 長) こんにちは。熊沢でございます。これからの議事につきまして、円滑な審議に向け皆様の御協力のほどよろしくお願いたします。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程の確認について

(部 会 長) それでは、議事を進めます。

議事の(2)福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程の確認を行います。事務局から説明をお願いします。

(室 長) 配布資料の2ページから4ページをご覧ください。

専門部会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来から運営規程を定めております。

本審及び県最賃専門部会につきましても、同様の扱いとしており、規定を毎年御提案したうえで承認をいただいております。しかしながら、当該規定の内容は今回変更等をしておりませんでしたので、毎年各委員の皆様から承認を得るという手続きを省略させていただいたほうが、審議の効率化を図ることができることから、規定内容に変更がない場合は、そのことを確認していただくこととさせていただきたいと思っております。

規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の報告等が盛り込まれており、変更点はありませんので、昨年度と同じ内容になっております。今年度も昨年度と同じ規定に基づき進めさせていただきたいと思っております。

(部 会 長) 事務局から説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程について御意見等ございますか。

(高橋委員) 新しく委員になられた方もいらっしゃるのですが、昨年から規定変更がないとはいえ、こういった内容で進めますぐらいの説明はあって然るべきかと思いますが、いかがでしょうか。

(部 会 長) 私からよろしいでしょうか。

議事、公開の部分を確認されるべきことかなと思っております。

(室 長) 議事の公開の第5条を申し上げますと、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支

障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。」と規定されております。

4 ページを見ていただくと、付帯決議というところがございます。 「非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まっての採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。」三者の場合は公開しますが、二者の場合は非公開とするとなっております。

「また、調査審議を行う場合における関係労働者及び関係使用者その他の関係者意見を聴取するに当たり、公開することについて陳述者の同意が得られない場合は非公開とする。」 「2 本運営規程第6条第2項の規定に基づきその一部又は全部を非公開とすることができる議事録及び会議の資料は、非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。」ということになっております。

ここが令和5年度から大きく変わったところとなっております。その他の項目は特に変わっておりませんので、ご覧いただければと思います。

(高橋委員) 新しく変わられた方は、例えば欠席する時に、委員が何人いなければいけないのかということも理解していないと、調整もありますので、言わせていただきましたが、記載もありますので読んでいただくということで、対応いただければと思います。

(室 長) 定足数は記載がありませんでしたので、定足数は全体の3分の2以上の御出席となっておりますので、御理解の方をいただきたいと思えます。

(高橋委員) ありがとうございました。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(部会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項(専門部会の決議をもって審議会の決議とすること)の適用について確認いたします。事務局から説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」とされております。

専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、8月9日に開催されました第4回福島地方最低賃金審議会及び8月27日に開催されました第5回福島地方最低賃金審議会におきまして、「特定最低賃金専門部会において全会一致で決定したときには、専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」とし、審議会令第6条5項を適用することを決定しております。

なお、専門部会で全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催して改めて審議・決定することとなりますので、よろしくお願ひいたします。

(部会長) ただいまの説明のとおり、特定最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会において全会一致で決定したときは、各専門部会の議決をもって審議会の議決とします。

なお、専門部会で全会一致にならなかった場合には、審議会を開催して、改めて審議をして決定することとします。

(4) 専門部会議事録確認者の指名について

(部 会 長) 次に、専門部会の議事録確認者の指名についての審議に移りますが、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 部会議事録につきましては、専門部会運営規程第 6 条にて作成について規定されていますが、その議事録の確認について部会長のほかに、部会長及び部会長の指名した委員 2 名から確認をいただくこととしています。その 2 名の委員につきましては、労働者側、使用者側から 1 名ずつ推薦していただいたうえで指名を行ってきています。

まず、本日の合同部会の議事録確認を労働者側から 1 名、使用者側から 1 名の推薦をお願いしたいと考えています。

また、2 回目の各部会からは 3 業種それぞれ単独での開催となりますので、2 回目以降の部会の議事録確認者をそれぞれの部会員から同じく労使各側から 1 名の推薦をお願いします。

なお、確認の方法につきましては、電子メールによりご確認いただき、確認した旨の連絡をいただくという方法が適切と考えております。確認方法につきましてもお諮り願います。

(部 会 長) ただいま、説明がありました議事録の確認者ですが、まず本日の合同部会の確認者を労使各 1 名推薦願います。

労働者側はいかがでしょうか。

(大越委員) 労働者側は大越の方で担当させていただきたいと思います。

(部 会 長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤をお願いします。

(部 会 長) それでは、労働者側・大越委員、使用者側・佐藤委員を本日の議事録確認者としますので、よろしく願います。

次に、各専門部会の議事録確認者を決めたいと思います。各側から専門部会ごとに推薦を願います。

まず、非鉄金属製造業の専門部会についてはいかがでしょうか。

- (大越委員) 大越の方で務めさせていただきたいと思います。
- (部会長) 使用者側はいかがでしょうか。
- (鈴木委員) 鈴木でお願いします。
- (部会長) 次に、輸送用機械器具製造業の専門部会はいかがでしょうか。
- (高橋委員) 労働側は高橋でお願いします。
- (部会長) 使用者側はいかがでしょうか。
- (佐藤委員) 佐藤でお願いいたします。
- (部会長) 自動車小売業の専門部会はいかがでしょうか。
- (鈴木(克)委員) 鈴木でお願いします。
- (部会長) 使用者側はいかがでしょうか。
- (大内委員) 大内でお願いします。
- (部会長) それでは、各専門部会毎に推薦のあった委員を議事録確認者としますので、よろしく申し上げます。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出させていただきます。

次に、議事録確認方法について、事務局からメールにて確認してもらおうとの説明がありましたが、そのような方法でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

- (部会長) それでは、議事録確認については、メールにより行うこととします。

(5) 参考人からの意見聴取について

- (部会長) 次に、参考人からの意見聴取について確認いたします。

事務局から説明をお願いします。

- (室長) 参考人からの意見聴取につきましては、8月9日に開催しました第4回最低賃金審議会及び8月27日に開催しました第5回最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づく公示による意見陳述の希望がなかった場合は、同条第6項によ

る「特定最低賃金専門部会については参考人の意見聴取を実施しない」ことを決定しております。

なお、公示による意見陳述の希望はございませんでした。

(部会長) ただいまの説明のとおり、公示による意見陳述の申出がなかったことから、特定最低賃金専門部会における参考人の意見聴取は実施しないこととなります。

(6) 配付資料の説明について

(部会長) 次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

(室長) 会議資料の4ページまでは既に審議で触れていますので、5ページからご説明いたします。

5ページは、令和6年度特定最低賃金(5業種)の改正申出内容一覧表です。この中の上から2つ目の「福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び上から4つ目の「福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」については、改正の必要性の審議が継続中でありますので、専門部会は設置に至っていません。

6ページは、令和6年度の地域別最低賃金の全国の答申状況です。福島県は、A～Cの3つのランクのうちのBランクで、現行額900円から55円引き上げ955円となっています。発効日は、令和6年10月5日です。地域別最低賃金の全国加重平均額は、1,055円で前年度から51円の引上げとなっています。

7ページは、福島県における平成30年度からの地域別最低賃金及び特定最低賃金(5業種)の改定状況の一覧表です。

8～9ページは、令和5年度の福島地方最低賃金審議会、県最低賃金及び特定最低賃金専門部会の開催状況、開催内容に係る一覧です。

10ページからが、今年度通信調査により実施した「福島県最低賃金に関する実態調査結果報告書(令和6年6月分)」になります。

11ページに、特定最低賃金に係る調査の概要等が記載されています。調査は、令和6年6月1日現在で常用労働者を使用する民営事業所で、製造業については、労働者数99人以下、小売・サービス業については、29人以下の事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象に、一定の方法で調査事業所を抽出し集計したものです。非鉄金属製造業48件、輸送用機械器具製造業80件、自動車小売業208件を集計したのになります。

産業別・規模別の産別最賃母集団及び調査事業所数調は、12ページから14ページに記載のとおりです。

15ページから31ページは、特定最低賃金の業種ごとの規模別・地域別・年齢別の、産別適用除外者を除いた時間当たりの所定内賃金額、精・皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当を除いたものの分布をまとめたのになります。横書きの表で文字が小さくなっていますが、上段が累積労働者数、下段括弧書きが累積構成比になっています。この労働者数は先ほどの実際の集計を母集団の労働者数に復元して出しているものです。

15ページからが非鉄金属製造業、20ページからが輸送用機械器具製造業、26ページからが自動車小売業の表となっています。

32から33ページは、最低賃金実態調査結果について、福島県最低賃金及び特定最低賃金3業種別の1時間当たり賃金額の特性値を規模別・地域別に表したものです。

第1・20分位数がありますが、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の20分の1の順位に当たる数値を第1・20分位数といい、下から5%の

位置(データを100としたとき、下から5番目のデータ)を表しています。

第1・10分位数は、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の10分の1の順位に当たる数値を第1・10分位数といい、下から10%の位置(データを100としたとき、下から10番目のデータ)を表しています。

第1・4分位数は、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の4分の1の順位に当たる数値を第1・4分位数といい、下から25%の位置(データを100としたとき、下から25番目のデータ)を表しています。

中位数、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、全体の2分の1の順位(中央)に当たる数値を中位数といいます。

それぞれ分布の特性(バラツキ等)を示す数値となっています。

34ページからは、特定最低賃金の地域別最低賃金に対する指数一覧です。各特定最低賃金の時間額指数は、福島県最低賃金との比較、全国加重平均指数は、地域別最低賃金の全国加重平均と各特定最低賃金の金額との比較です。

令和5年度の各特定最低賃金の時間額指数は、福島県最低賃金900円を100としたとき、非鉄金属製造業105.0(差額45円)。輸送用機械器具製造業106.0(差額54円)。自動車小売業106.7(差額60円)となっております。

35～37ページは、令和3年度から令和5年度までの3年間の福島県と同種の業種に係る特定最低賃金(3業種)の都道府県別の決定状況と対地域別最低賃金の指数一覧になります。網掛けになっている都道府県は、該当する特定最低賃金が地域別最低賃金(地賃)より下まわっているものです。

38ページは、最低賃金に係る未満率の一覧になります。

未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。本表は、今年6月分賃金について実施した賃金実態調査結果に基づき作成したもので、現行の福島県最低賃金額900円の未満率は1.6%です。現行特定最低賃金額では、非鉄金属製造業945円で5.9%。輸送用機械器具製造業954円で5.5%。自動車小売業960円で3.3%となっています。

39～41ページは、賃金実態調査結果を基に最低賃金時間額改定による特定最低賃金3業種の業種別の影響労働者数と影響率をまとめたものです。なお、影響率とは、最低賃金を引き上げた場合に影響する労働者の割合（率）です。

42ページは、常用労働者の1人平均月間現金給与額、事業所規模5人以上の令和3年～令和5年の3年間の特定最低賃金に関する製造業の産業分類の福島県企画調整部・毎月勤労統計調査結果の一覧（抜粋）です。の所定内給与額をの所定内労働時間で除した額が換算時給額となりますが、換算時給額の円位未満の端数は四捨五入しています。

43ページからは、日本銀行福島支店が令和6年9月13日に発表した「福島県金融経済概況」です。

49ページからは、福島県企画調整部統計課が令和6年8月28日に発表している「最近の県経済動向」です。

82ページからは、福島県企画調整部統計課が令和6年8月28日に発表している「福島県鉱工業指数月報」です。

100ページは、国土交通省東北運輸局が令和6年8月20日付けで発表した「東北運輸局管内の新車新規登録・届出台数」の令和6年7月分速報値です。

101ページは、過去、6箇月間の「東北運輸局管内の新車新規登録・届出台数」となっています。

102～103ページが、年別（平成31年（令和元年）～令和5年）の福島県内の中古車販売の実績データになります。こちらは、日本自動車販売協会連合会福島支部様からの提供となっている資料です。

104～105ページは、特定最低賃金の令和6年度の答申日別の最短効力発生（法定発効）予定日の一覧表になります。

106ページからは、厚生労働本省が行った令和6年度賃金改定状況調査結果になります。地域別最低賃金の金額審議の参考資料にもしていただいた資料となります。

配布資料についての説明は以上となりますが、この他、福島地方最低賃金審議会委員以外の方には、参考図書として、最低賃金決定要覧（令和6年度版）をお配りしております。最低賃金決定要覧はテキストになるものですので、本日の配付資料とともに専門部会の開催時には持参していただきますようお願いいたします。

以上で、資料の説明を終わります。

（部会長） ただいまの説明について質問等がございますか。

（佐藤委員） 影響率の資料ですが、それぞれ999円までの影響率ということで資料いただきましたが、今年度につきましては、1,020円までの影響率の資料をお願いできればと思います。

（室長） 御用意したいと思います。

（部会長） 御指摘ありがとうございます。よろしく申し上げます。

他にご意見質問等ございますか。

（ な し ）

（7）今後の審議日程及び効力発生日について

（部会長） 次に今後の審議日程等について、事務局から説明して下さい。

（室長） 委員の皆様には、日程調整に御協力いただきましてありがとうございました。

例年、専門部会は、本日の合同専門部会を除いて2回(計3回)の部会で結審しているところです。今年度につきましても結審までの回数を同様に予定しています。

お配りしております[特定最低賃金専門部会開催予定表(案)]により説明いたします。

なお、予定表では欠席となっても、スケジュールの調整ができた場合には、事務局までご連絡のうえ、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

非鉄金属製造業最低賃金専門部会は、第2回目を10月8日(火)13時30分から合庁の1階会議室、第3回目を11月6日(水)10時から合庁3階会議室で予定しております。

輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は、第2回目を10月4日(金)10時から合庁3階会議室、第3回目を10月23日(水)13時30分から合庁1階会議室で予定しております。

自動車小売業最低賃金専門部会は、第2回目を10月1日(火)13時30分から合庁3階会議室、第3回目を10月31日(木)15時00分から合庁1階会議室で予定しております。

(部会長) ただいま事務局から提案された日程でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) では、提案のとおりとします。

委員の皆様におかれましては、日程の確保にご協力をよろしくお願いいたします。

次に、効力発生日についてお諮りします。事務局から説明願います。

(室長) 効力発生日につきましては、本来専門部会ごとに、若しくは審議会で審議していただくべきものですが、特定最低賃金専門部会で結審・答申をいただいてから効力が発生するまでには、「公示日別最短効力発生予定一覧表」のとおり、最短で約2ヶ月を要することとなります。

効力発生日については、官報公示の日から起算して30日を経過した日からとする法定発効と、30日経過した日の後の日であって、別に指定する日の指定発効の2種類がありますが、例年は指定発効とせず、法定発効とすることとされておりました。

今年度の効力発生日について、お諮り願います。

(部会長) 事務局から効力発生日について説明がありましたが、今年度も例年どおり、法定発効とすることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 御異議がないようですので、法定発効とします。

本日の議事は以上となりますが、事務局から連絡事項はございますか。

(室長) はい、先ほど、今後の審議日程について確認していただきましたので、各委員の皆様には、各専門部会の開催案内通知を別途郵送いたします。

各部会とも定足数が確保できるよう、日程の調整確保について、よろしく願いいたします。

また、2回目の専門部会からの金額審議における金額の提示の際、手書きでも構いませんので、金額の根拠について記載したメモの提出を今年度もお願いいたします。

3 閉 会

(部会長) 金額提示の際の根拠のメモがありますと、話も効率的ですし、間違いもないと思いますので、よろしく願いいたします。

何かご質問等ありますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の合同専門部会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。